

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-2,3	9.7.2 設計方針 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置，格納容器水素イグナイタ温度監視装置に給電が可能な電源について，先行PWRの記載に合わせて“常設代替交流電源設備から給電が可能”としていましたが，これら監視装置は直接的には直流給電で監視する設備のため，女川と同様に直流の代替電源で給電が可能であることを記載するように見直しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-2,3,4	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-3	b. 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減 格納容器水素イグナイタは，常設代替交流電源設備のみではなく，可搬型代替交流電源設備，代替所内電気設備からも給電が可能であることを明記しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-4	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-4	（2）原子炉格納容器内の水素濃度監視 の2段落目 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの水素濃度計測範囲の記載に，先行PWR及びBWRプラントと同様に「炉心の著しい損傷が発生した場合に」を追記しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-4	（2）原子炉格納容器内の水素濃度監視 の3段落目 以下の誤記を修正しました。 （旧）原子炉補機冷却水系統に接続する （新）原子炉補機冷却水系に接続する	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-7	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-4	（2）原子炉格納容器内の水素濃度監視 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット等（圧縮装置、ポンプ）は、常設代替交流電源設備のみではなく、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備からも給電が可能であることを明記しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-8	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-5	本リスト No.1.3.9で、給電可能な代替電源設備を明記したため、 「（代替電源設備）については、「10.2 代替電源設備」に記載する。」に 列挙する代替電源を追加しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-9	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-6	9.7.2.1 多様性、位置的分散 の2段落目 本リスト No.3で、格納容器水素イグナイタに給電が可能な電源として可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備からも給電が可能であることを明記したことに合わせて、多様性、位置的分散の記載も見直しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-10	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-6	9.7.2.1 多様性、位置的分散 の3段落目 本リスト No.1で、温度監視装置に給電が可能な電源として直流の代替電源を記載するように見直したことに合わせて、多様性、位置的分散の記載も見直しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-10	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-6	9.7.2.1 多様性、位置的分散 の4段落目 本リスト No.9で、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット等に給電が可能な電源として可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備からも給電が可能であることを明記したことに合わせて、多様性、位置的分散の記載も見直しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-10	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-15	9.7.2.3 容量等 の2段落目 原子炉格納容器内水素処理装置の容量として、女川の「可燃域に達することを防止」は、BWRでは53条において原子炉建屋に漏えいした水素をPAR（静的触媒式水素再結合装置）で水素除去する手段をとるために記載しているものと理解しています。 泊は、PAR（原子炉格納容器内水素処理装置）により原子炉格納容器内で爆轟領域に到達しない管理をする方針であることから、PWRの記載に倣うことし、現状記載のままとしています。	記載の適正化をしていないが、考え方を記載するため本シートを使用した。
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-16	格納容器水素イグナイタの“容量”について、先行PWRプラントと設備に相違はなく、設置許可申請書の記載として丸めて「約550W」と記載しているプラントと、丸めずに「約556W」と記載しているプラントがありましたが、設工認との整合を図る観点から「約556W」と記載するように見直しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-27	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.4.2）	P52-19～22	系統概要図について、先行審査実績を参照し流路・弁等を追加するなどの記載の充実を図りました。（技術的能力の系統概要図との整合）	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.4.2）	P52-31～34	同上	